

〔注意事項〕

この会議録は、「ライブ字幕配信システム」を活用し、発言者名等を追記して作成した「速報版」ですので、細部にわたって確認をした正式な会議録ではありません。会議の内容をいち早くお知らせするためのものとして公表するものですので、あらかじめご了承ください。

なお、正式な会議録をホームページ上の「会議録検索システム」に登載した際には、この速報版は削除させていただきます。

◆令和6年第3回奥州市議会定例会【速報版】

令和6年9月27日（金） 午前10時開議

○議長（菅原由和君）出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第6号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）日程第1、諸般の報告を行います。

今期定例会に提出のため、市長より、議案等10件の追加送付を受けております。

次に、行政視察及び所管事務調査の報告を行います。

初めに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

14番高橋浩議員。

○14番（高橋浩君）おはようございます。

総務常任委員会の所管事務調査報告を行います。

総務常任委員会では、去る7月18日に、シティプロモーションについて、また8月8日にはスポーツ振興について、政策企画部長及び協働まちづくり部長等の出席を求めて調査を行いましたので、その内容について報告をいたします。

初めに、シティプロモーションについてですが、その目的、定義として、市が持つ魅力を内外に効果的に発信し、郷土愛の醸成や、認知度向上を図ることで、持続可能な地域社会を形成するために、各種事業を行っているとの説明を受けました。

広報活動については、ホームページのリニューアルや、広報誌の発行を月2回から月1回に変更したことについて、市民からは特段の意見はないものの、情報発信においては、常

に上を目指し、アップデートしていく必要があるとのことです。

SNS等の状況としては、X、Facebook、インスタグラム、専任の会計年度任用職員を配置し、発信力が強化されたほか、市公式アプリぼちっと奥州と令和5年度から新たに開設した市公式LINEとの機能連携が行われ、利用者の利便性が図られている様子が示されました。

多様化する情報発信ツールの中でも、動画による広報活動は非常に有効であることから、YouTube等を活用したプロモーション動画について期待する一方、携わる職員の意識改革とスキルアップも重要であると考えます。

今年度は新たに依頼する広報アドバイザーの助言を得ながら、(仮称)シティプロモーション戦略の策定に着手し、職員研修や市民を巻き込んだ形での新たな広報活動を進めていくとのことです。

また、今年5月に誕生したマスコットキャラクター「おうしゅうたろう」を活用した情報発信は、郷土愛の醸成や、市外での認知度向上、交流人口の拡大など、シティプロモーションの様々な場面での活躍及び効果が期待できるものと感じました。

次に、スポーツ振興についてであります。

大谷翔平ふるさと応援団の取組については、水沢江刺駅南岩手交流プラザでの企画展の予定や、MLBオールスターパブリックビューイングの開催のほか、ロゴマークの使用による工夫を凝らした応援活動を展開しているとの説明を受けました。

市民一体となった取組により、大谷選手への応援の機運が醸成されているものと考えられます。

また、奥州きらめきマラソンやカヌージャパンカップの開催においても、全国各地より多くの方が集まったということで、スポーツを通じた本市のPRに一定の役割を果たしているものと思います。

これらの事業は多くのボランティアや地元企業の方々の協力のもとに開催されており、本市の一大イベントになっています。

今後においても課題の検証、改善を行いつつ、よりよい事業開催に向けて向け取り組まれることを期待するものであります。

以上をもちまして、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（菅原由和君）ただいまの報告に対し、質問ありませんか。

質問なしと認めます。

次に、教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

13番小野寺満議員。

○13番（小野寺満君）教育厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。

去る6月27日に委員会を開催し、新医療センター構想について、健康こども部長等の出席を求め、調査を行いました。

現在、新医療センター整備基本計画の策定に向け検討が進められており、当委員会では、8月の基本計画中間案ページに先駆けて、中間案の内容について先行して調査を行いましたのでご報告いたします。

奥州市では、人口減少や医師不足など、胆江医療圏の現状を踏まえ、安心して暮らせるまちづくりを目指し、将来の医療体制のグランドデザインである地域医療奥州市モデルを令和5年6月に決定し、その実効性を高めるために新医療センターの整備を進めています。新医療センターは、病院機能のほか、予防や健康づくり機能などを含む複合型施設を想定しており、総合診療を軸とした新たな医療拠点、回復期を重視した機能、多機能型の医療提供、地域包括ケアシステムの充実、医療、保険、福祉が連携した市民サービスの提供の4つの特徴を持たせ、施設規模を踏まえた検証等をもとに、水沢公園陸上競技場を建設候補としています。

基本計画中間案の内容ですが、新病院部分、コミュニティ施設部門共通部門の3部構成とし、稼働病床数は80床を基本とし、診療科構成については、総合診療科と診療科とリハビリテーション科を新設し、内科や小児科、外科等は継続するとのことでした。

また、臓器別内科は内科に統一し、腰痛外来などの専門外来は継続するとのことでした。今年のスケジュールについても確認し、8月に中間案の提示、9月に市民説明会の開催、10月にパブリックコメントを実施。その他市民団体代表の方々や医師など専門家の方々と懇話会を開催しながら、基本計画最終案を11月中に決定する予定としていました。なお、基本計画最終案の決定時期については、今定例会の中で、期限についてこだわらないとの答弁をいただいているところです。

委員会委員からは、新医療センターは地域医療強化に繋がり、特に総合診療科の設置は、患者の不安緩和に繋がる可能性があること、また、急性期治療を終えた高齢者の回復期、慢性期ケアに有効なのではとの意見がありました。

また、産科の設置が難しいという現状や建設場所の妥当性、さらには、そもそも新医療センターの必要性が市民に理解されていないのではないかと意見も出されました。

今定例会中に開催された市民説明会の中では、肯定的、否定的、様々なご意見を出されたことと思います。

出されたご意見に対する丁寧なご検討と、市民に対して新医療センターの必要性が伝わるよう、継続的な情報の提供、周知を尽くしていただき、市全体で新医療センターについて議論できるような機運の醸成を望むところであります。

議会においても重ねて調査を行い、継続的に議論していくことが必要と感じた次第であります。

以上をもちまして、教育厚生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（菅原由和君）ただいまの報告に対し、質問ありませんか。

質問なしと認めます。

次に、産業経済常任委員会委員長の報告を求めます。

11番千葉和彦議員。

○11番（千葉和彦君）それでは、私からは産業経済常任委員会委員長報告をただいまから行います。

初めに所管事務調査報告を行います。

当委員会では、去る6月24日に農林部長等に出席を求め、地域計画の進捗状況について調査を実施しましたのでその内容について報告いたします。

まず、昨年度の市の取組では、地域での話し合いに向けて、各地域に応じた農業振興に繋がる提案をしようと農林部内で検討を重ねてきましたが公表までに至らず、結果的に地域での話し合いのスタートが遅くなってしまったということです。

2月に制度説明会を市内5ヶ所で、3月に認定農業者等研修会を振興会単位で開催しました。3月の研修会では各地区にリーダー、サブリーダーを配置し、10月末までに課題や将来の農業のあり方をまとめた話し合いシートと、将来の耕作者を記した目標地図の提出を依頼したということですが、リーダー等が決まらない地区もあったことから、今年度は、リーダー等未決の地域には市がNPOや関係機関と連携して話し合いを支援し、その結果をまとめられるようにし、また、計画策定後、研修会などを実施することにより、次年度以降の話し合いの体制の維持を図っていきたいということです。

江刺地域では、市とJA江刺が連携し、農家組合長等を中心に話し合いシートの作成を進め、それ以外の地域では自主的な話し合いが難しい場合は、NPOによる話し合いシート作成支援会を開催することで支援をしていくこととのことでした。

また、令和7年3月末までの地域計画の策定期限に間に合わなかった場合のペナルティについては、現在情報はないということですが、地域計画の策定が各種補助金の要件に該当する場合もあることから、市としては、市内全域で地域計画を策定できるよう全力で対応し

ていきたいということでした。

厳しいスケジュールの策定となり、担当部では大変ご苦労されているようですが、これからの奥州市の農業振興において大事な基盤となる取組であることから、全地域での策定を目指し、鋭意進めていただきたいと強く感じました。

次に、7月16日に商工観光部長等の出席を求め、奥州商店街活性化ビジョンの策定について調査を実施しましたので、その内容について報告いたします。

これまで平成22年度に水沢駅から日高神社周辺を計画区域とした奥州市中心市街地活性化基本計画が5年間の計画期間で策定され、平成27年度には後継プランとして、市全域を対象とした奥州市商店街活性化ビジョンが5年間の計画期間で策定されました。

令和2年度で計画期間が終了していましたが、コロナ禍の対応に注力したことや、令和5年度に策定された奥州市立地適正化計画及び奥州市未来羅針盤図との整合性を図る必要が生じたことなどから、次のビジョン策定が延期され、現在に至っているとのことでした。事務レベルを新たな総合計画の策定作業が始まる前の令和7年度中のビジョン策定を検討しており、前回同様に水沢駅、江刺総合支所、前沢駅の周辺を重点地域として設け、奥州市商店街活性化ビジョン策定委員会を設置し意見聴取を行いながら、各種観点から検討を進めていきたいということでした。

委員からは、女性や若者も策定委員に多く選定してほしい、市民ニーズの把握に努めてほしい、将来の人材育成を図る視点をビジョンに反映してほしいなどの意見が出され、当委員会でも先進事例の研究を進めたいと感じました。

以上をもちまして産業経済常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

続きまして、行政視察報告を行います。

当委員会では、商店街活性化の手段の一つとして、リノベーションまちづくりに注目し、去る8月6日に紫波町と花巻市の行政視察をしてまいりましたのでその内容についてご報告いたします。

初めに、紫波町においては、リノベーションまちづくり構想の取組について視察してまいりました。全国的にも有名な紫波中央駅前都市整備事業のオガールプロジェクトは平成10年の取得から約10年間塩漬けとなっていた駅前の町有地を民間主導型の公民連携により、公共施設の整備や民間施設立地などを行い、まちに賑わいを生み出すことを目指して平成21年から始まりました。取組では、エリアリノベーション、敷地に価値なしエリアに価値ありという考え方にに基づき、エリア内に数々の施設を集中して整備することにより、オガール地区の不動産価値を上げることに成功しました。

この取組により、自分たちのまちは自分たちで育てるという町民の意識変化があり、また、役所の関与を最小限にすることで、柔軟な経済開発が可能であることがわかったとのことでした。

一方、オガール地区だけが栄えればいいのかという声から、平成27年度からは日詰商店街地区で遊休不動産を活用する小さなリノベーションに取り組んでいます。

この取組では、日詰リノベーションまちづくり構想の策定や地域資源活用家守塾、リノベーションスクール等を開催し、プロジェクトの実現を図っています。

ただ、事業者の不足や、公有資産活用事業者の選定方法、利害関係者との情報共有などの課題があり、今後も継続的に取り組んでいくことで地域の理解や新たな事業者の参加を促進したいということでした。

紫波町の担当者は、リノベーションスクールはこの取組のエンジンであり、人材育成をやり続けることがとても大事で、行政がやるべきことは、学びと繋がりのかきつけとなる場づくりであると話しておりました。

奥州市でも、紫波町の取組のような従来の商店街活性化策とは異なる、新たな発想による取組が必要となってくるのではないかと強く感じました。

次に、花巻市では花巻リノベーションまちづくり構想の策定について視察してまいりました。花巻市では平成28年に策定した花巻市立地適正化計画の中に、リノベーションまちづくりの記載があり、に、エリアリノベーションを行う地方再生コンパクトシティモデル事業、花巻中央広場の整備を行う都市再生整備計画事業などの関連する事業計画のもと、単に空き物件活用ということではなく、都市機能の再構築に向けて、ソフト事業として取り組んでいます。また、民間の取組としては、「マルカンビル大食堂」や「小友ビル」のリノベーションが有名です。

花巻市では、今ある資産を空き物件だけと考えず、道路のような公共空間や公共施設、あるいは人的資源や歴史的資産も含めて資産と考えており、先行していた紫波町の取組を参考に、リノベーションスクールを立ち上げ、構想を策定し、公共空間と民間のエリアを一体的に使うという社会実験も行いながら、行動するまちの主体者プレイヤーを増やしながら、新たなまちづくりを行ってまいりました。

奥州市でも、リノベーションスクールの開催により、まちづくりのプレイヤーを増やし、またエリアに価値ありと言われるよう、まちをブランド化していく必要もあるのではないかと感じました。

以上をもちまして産業経済常任委員会の行政視察報告を終わります。

○議長（菅原由和君）ただいまの報告に対し、質問ありませんか。

質問なしと認めます。

次に、建設環境常任委員会委員長の報告を求めます。

18番廣野 富男議員。

○18番（廣野富男君）建設環境常任委員会の所管事務調査報告を行います。

当委員会では、去る6月26日に都市整備部、上下水道部及び市民環境所管の事務調査を行いましたので、その内容について報告いたします。

初めに、都市整備部長等から、道路整備計画、舗装維持管理計画及び公園の整備状況について説明を受けました。

当市の市道は、令和6年4月1日現在、6561路線、総延長2936km、改良率63.5%、舗装率60.8%であること、現在、第2期道路整備計画で計画の未着手路線を優先して整備を実施していることなどの説明がありました。

公園の整備状況は、管理している公園数は234園。198ヘクタールで、供用開始後30年以上経過したものが7割以上あり、劣化した遊具が多くなっていることなどの説明がありました。

公園の維持管理は、業者委託や地元自治会による管理等があるが、除草や植栽管理等に関わって、深刻なのは高齢化、住民の奉仕活動離れなどであるとのことであり、委員からは、公園の数や管理手法などを見直す時期に来ているのではないかと、との意見が出されました。続いて、上下水道部長等から、水道料金及び下水道の整備の課題と今後について説明を受けました。水道事業は、平成29年度に策定した奥州市水道事業ビジョン、令和4年度に策定した第2次奥州市水道事業中期経営計画後期計画に基づき、事業を進めているとのこと、また、水道料金は、令和6年4月から平均11.6%の改定を行ったが、今後も人口減少等により、大幅な水需要の増加は見込めないこと、下水道事業は、平成28年度策定の奥州市汚水処理基本計画に基づき、公共下水道、浄化槽事業等を中心に普及拡大を図っているものの、昨今の物価・人件費の高騰、働き方改革などの対応で整備費用・建設コストが大幅に増加しており、計画時において試算した整備費よりも大幅に増額となっていることなどの課題があることが説明されました。

水道事業、下水道事業とも公共インフラとしての性格は理解するところではありますが、人口減少等を要因としてやむを得ず料金改定を行う際においても、サービスの向上が実感できるような工夫を期待するものであります。

最後に、市民環境部長等から、ハザードマップ、消防団の確保対策と対策及び奥州市環境

基本計画の進捗状況と課題等について説明を受けました。

ハザードマップは内容を令和7年度に更新し、令和8年3月に市民配布できるよう検討しているとのこと、また、消防団については、消防団員数が全国の状況と同様に減少傾向であり、団員確保に向け、各種取組を行っていること、さらに、環境基本計画については、現在の第2次計画を令和3年度に中間見直しを行い、ごみの減量化、自然環境の保全、環境保全型農業の推進、空き家バンクの利用促進、地球温暖化対策の推進などに取り組んでいるとの説明がありました。現在は、地球温暖化対策実行計画区域政策編を策定する調査を進めているほか、脱炭素社会の実現に向けて、今年設置したGX推進室が全庁的な窓口、司令塔となり、官民を挙げて取り組みたいとの説明があり、今後の更なる取組を期待するものであります。

以上をもちまして、建設環境常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議長（菅原由和君）ただいまの報告に対し、質問ありませんか。

質問なしと認めます。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

日程第2、報告第3号、議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について行います。

提出者の説明を求めます。

倉成市長。

○市長（倉成淳君）報告第3号、議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について、副市長からご説明申し上げますのでご了承願います。

○議長（菅原由和君）小野寺副市長。

○副市長（小野寺隆夫君）報告第3号、議会の議決を得た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。

令和5年12月19日に議会の議決を経て締結した江刺東こども園新築建築工事の請負契約について、関連工事との調整などによる施工方法の変更や、施工性を考慮した仕様の見直しを行ったことにより、工事費の増額が生じたものであります。

このことから、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年9月2日付で、当初契約額に81万4000円を追加し、変更後の請負金額を2億4765万4000円とする変更契約の締結に係る専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

以上で報告の説明を終わります。

○議長（菅原由和君）ただいまの報告に対し、質問ありませんか。

22番、阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）22番阿部加代子です。今回の変更でございますけれども、変更理由、ただいま副市長の方からもご説明がありましたが、もう少し丁寧な説明を求めたいというふうに思います。それと工期に関しましては、変わりがないのかお伺いをいたします。

○議長（菅原由和君）菊池保育こども園課長。

○保育こども課長（菊池利和子君）では内容について、もう少し詳しく説明ということでございました。

建築工事を進めていく過程で他の工事との調整等により変更が必要になることがございます。今回の変更の主なものですけれども、設備工事との調整によりまして、空調設備について、空調効率が上がるということで配管経路の見直しをさせていただきます。

また、外構工事との調整もございまして、既存のアスファルトの撤去範囲が増えまして、こちらについても増となるようなことがございました。

主なものについては、以上でございます。

それから工期についてでございますけれども、変更はございません。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）質問を終結いたします。

以上をもって報告第3号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）日程第3、報告第4号、議会の議決を得た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について行います。

提出者の説明を求めます。

倉成市長。

○市長（倉成淳君）報告第4号、議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告について、副市長からご説明申し上げますのでご了承願います。

○議長（菅原由和君）小野寺副市長。

○副市長（小野寺隆夫君）報告第4号、議会の議決を経た工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。

令和6年3月5日に第3回変更契約の専決処分をし、同月15日に議会に報告した江刺新工業

団地造成工事第1工区の請負契約について、大規模土工における施工管理を効率的に行い、正確な施工量を把握するため、ドローンによる3次元測量を追加するほか、現地精査による施工数量の変更の結果、工事費の増額が生じたものであります。

このことから、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年9月3日付で、当初契約額に599万600円を追加し、変更後の請負金額を、9億8405万6700円とする変更契約の締結に係る専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

以上で報告の説明を終わります。

○議長（菅原由和君）ただいまの報告に対し質問ありませんか。

22番、阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）22番阿部加代子です。

ただいまの変更理由説明がございました。

1工区に関しましてですけれども、造成土量を効率的に管理するために、無人航空機による3次元測量を追加するものということでございます。

この追加なんですけれどもそもそも、必要なかったものなんですけれども、必要になったので追加をするのか、必要なのであれば、最初から見積もりに入れておくべきではなかったのかというふうに考えますけれどもこの点ご説明をもう一度お伺いをいたします。

○議長（菅原由和君）吉田企業振興課長。

○企業振興課長（吉田隆浩君）1工区に係る部分のドローンの追加のご質問でございます。今回の造成にあたりまして実施設計の段階において、飛行機を使った航空測量を行っております。それに基づいて土量の推移を計算しておったんですけれども、現場側の一部山林があったということで、飛行機が通ることができる高さっていうのは当然決まっているんですけれども、なかなか高い木の影響もあって、精度の高い数量というのではないというふうな想定がされたということで、造成期間中に、ドローンであればある程度自由にといいますか、飛べるようになりますので、タブが切られた状態で、どれを正確に3次元で測量をして、効率的に管理をするということで追加をした内容でございます。最初から必要であったのかどうかという部分でございますが、これはいずれ動かしてから、また測量するというよりも道を使いながら動きながらやった方が効率的であるということでそのような判断をしたという内容になってございます。なお今回変更で追加ということでございますけれども、これについては県の方の、ICT活用工事実施要領というものがございまして、こちらの方で実績において変更で追加するようというふうな指導がございましたので今回

変更で追加したというような内容になります。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 質問を。18番廣野富男議員。

○18番（廣野富男君）今の件なんですけど、3次元測量っていうのは、1工区以外ではやられてきているのでしょうか。おそらく今の説明ですと、造成前は立木があって、ドローンが飛べなかった部分もあるという説明ですが、であれば、これは今回は4回目の変更なんですけど、なぜこの2、3回の変更の中で、これが取り組まなかったのかという部分があります。

それで、今回の測量で、全体の造成面積に変更が起きるのでしょうかというその2点について伺いたします。

○議長（菅原由和君） 吉田企業振興課長。

○企業振興課長（吉田隆浩君）まず1工区以外の部分はどうなのかということで。3工区ございますので1工区の中に、この分を入れているということでございますので全体を見ているという内容になります。

それから、なぜ4回目かということでございます。これについては宅盤、造成によって企業用地となる部分の宅盤の造成が概ね終了するまでの間大体数量が確認できるということでしたので今回の追加に入れさせていただいたということになります。

それから今回測量によって面積が変わるのかということについては特に変更はございません。

以上です。

○議長（菅原由和君） 18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君）現地を見ますと、かなり調整工事は、順調に進んでいるというふうに思っておりますが、3次元測量をした上で土量計算するということは、要は低いところに押して、高いところを削るとか、そういうことになると思うんですが若干その工期の方に影響が出るものかどうか。その点伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 吉田企業振興課長。

○企業振興課長（吉田隆浩君）今回のドローンの測量について、これについてはもう既に工期動かす時点から入っております。ですので今回改めて、これからやるというものではなくて、元々土量を動かす時点に入っているもので、追加するのが今回だったというのはあの県の事情によって今回追加するという内容になりますけれどもそれに基づいて工期が延びるのかということについては、それによって伸びるということはありません。

以上です。

○議長（菅原由和君）質問を終結いたします。

以上をもって報告第4号を終わります。

日程第4、議案第28号、（仮称）奥州西学校給食センター新築建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。

倉成市長。

○市長（倉成淳君）議案第28号、（仮称）奥州西学校給食センター新築建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、副市長からご説明申し上げますのでご了承願います。

○議長（菅原由和君）小野寺副市長。

○副市長（小野寺隆夫君）議案第28号、（仮称）奥州西学校給食センター新築建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

本工事は、奥州市学校給食施設再編計画に基づき、（仮称）奥州西学校給食センターを新築するものであります。

同センターは鉄骨造2階建てで、延べ床面積は、3208.29平方メートル、備蓄倉庫、ゴミ庫等を含めた総延べ床面積は3240.8平方メートルとなります。

令和8年8月供用開始を予定し、将来的には小学校10校、中学校5校に給食を提供し、1日あたりの提供食数は最大4500食を見込んでおります。

工事の発注につきましては、大規模な工事でありますことから、奥州市建設工事請負資格者名簿の建築工事に搭載されている市内に本店を有する業者3者により構成された共同企業体3者を指名し、去る9月10日に入札を執行しましたところ、板谷建設株式会社、丸谷工務店株式会社、株式会社北條工務店特定建設工事共同企業体が落札しましたので、契約金額11億7150万円で請負契約を締結しようとするものであり地方自治法第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅原由和君）これより質疑に入ります。

22番阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）22番阿部加代子です。

この給食センターですけれども、令和8年の8月に供用開始を目指しているということな  
んですけれども、昨今の物品のまた人件費の高騰等、見込めるわけなんですけれども、そ  
ういうことに対しまして、今回入札の中ではなかなかそれを見込むということは難しいか  
とは思いますが、今後、こういうことが高騰があった場合、見直しもありうるのか、  
お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（菅原由和君）松戸教育総務課長。

○教育総務課長（松戸昭彦君）では私の方から答弁申し上げます。

今のこの物価高騰がなかなか収まらないというような状況でございます。

ですのでこちらの方は今後そういった状況も反映しながら、場合によっては、変更契約と  
か、そういったものも想定されるというところでございます。なにぶん規模も大きいもの  
でございますので、物価高騰のみならず、工事を進める中では、変更、工事の中身につい  
ても見直しも想定される部分でございます。

いずれにしましても、そういった変更等ありましたら、議会の方にもご説明申し上げなが  
ら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第38条第3項  
の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第28号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）日程第5、議案第29号、江刺新工業団地造成工事（2工区）の請負
変更契約の締結に関し議決を求めることについて及び日程第6、議案第30号、江刺新工業
団地造成工事（3工区）の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについての2件は
関連する事件のため、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。

倉成市長。

○市長（倉成淳君）議案第29号、江刺新工業団地造成工事（2工区）の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第30号、江刺新工業団地造成工事（3工区）の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを一括して副市長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（菅原由和君）小野寺副市長。

○副市長（小野寺隆夫君）議案第29号、江刺新工業団地造成工事（2工区）の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第30号、江刺新工業団地造成工事（3工区）の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを一括してご説明申し上げます。

まず、議案第29号は、令和6年3月5日に第3回変更契約の専決処分をし、同月15日に議会に報告した江刺新工業団地造成工事（2工区）の請負契約について、契約金額に1348万500円を追加し、変更後の額を10億6373万4100円とする変更契約を締結しようとするものであります。

変更理由は、現場内で発生し、余剰となった土を経済的に処分するため、各工区に敷きならすものとし、整地土量を増とするほか、現地精査による施工数量の変更の結果、工事費の増額が生じたものであります。

次に、議案第30号は、令和6年3月5日に第3回変更契約の専決処分をし、同月15日に議会に報告した江刺新工業団地造成工事（3工区）の請負契約について、契約金額から6090万1500円を減額し、変更後の額を10億1883万4300円とする変更契約を締結しようとするものです。

変更理由は、作業の円滑な進捗のため、舗装工の一部を他の工区にて施工するものとし、舗装面積を減とするほか、現地生産による施工数量の変更の結果、工事費の減額が生じたものであります。

これら2件について、地方自治法第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、提案のとおり、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅原由和君）これより質疑に入ります。

22番阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）22番阿部加代子です。

今回の変更4回目です。造成工事ですし、様々な事情があったことはわかりますけれども、多くで、当初予算から、2億7000万以上追加。2工区では、3億4900万ほど追加、3工区では2億9800万ほどの追加ということで今回減額になっていますけど、トータルで見ますと、増えているということで、3工区合わせますと、9億円以上の増ということになっております。

で、元々のこの見積もりに関しまして、様々な事情はあったにせよ、このくらいの金額の増加につきまして、許容範囲なのかどうか、まずご所見をお伺いをしたいというふうに思います。

今回の初めてですかね市の造成工事だったと思われそうですけれども、外部発注しなくてもよかったのか、その辺のその検討は行われたのかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

市の工事ですとこういうふうに、追加が認められれば議会が認めれば、追加することも可能なんですけれども、それありきで臨んでいるわけではないとは思いますが、このくらい変更になっているということにつきまして、ご所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（菅原由和君）佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君）それでは私の方からお答えをさせていただきます。

まず額的に結果的には大きな額の変更、今回は何でしょう区ごとの調整というところが大きいので、金額的には大きくないんですけどトータルとすると今おっしゃられたような、19億という話ですが、これ以前に議会で議論いただいた土のやはり問題が出ておりまして、その当時に大きな補正をさせていただいたところ、大きな変更させていただいたという内容のところかと思います。

いずれちょっとあの当時は予期できなかったものということでご理解をいただいたものと考えてございます。

それから直営でやるべきだったのかという話なんですけど、いずれ国の方では、これまでは江刺中核工業団地、フロンティアパークについては、中小機構さんが整備をしてくれていたということで、国で整備する法律があったんですが、これが現在はないのでやるのであれば、県あるいは市がやると、市町村がやるということになります。委託といいますか、県の土地開発公社にお願いをするという方法がなかったわけではないんですけど、当

時いろんな要件があって、県の公社ではちょっと受けられないというお返事があった中で、昨今の情勢を鑑みまして工業団地が必要だという声が非常に大きかったものですから、これはもう市の直営でやらざるを得なかったというので、そういう決断をして、市の直営でやったということでございます。

いずれ変更ありきで、我々もやっているわけではないという言い方もちょっとあれなんですけれども3年間にわたる、あの継続費という大きな事業を我々も経験したことのない事業でございますので、変更というのは当然、都度都度あるものではございますが、そこに甘えてやっているということはございませんのでご理解いただければと思います。

○議長（菅原由和君）質疑を終結…。22番阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）過去の入札に関しましてこの程度の、程度といいますか、許容範囲なのかどうか、財政の方にお伺いしてというふうに思います。

○議長（菅原由和君）高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君）それではお答えいたします。

予算的に許容範囲なのかというお話でございます。予算につきましてはいくらが駄目とかいいとかってことございませんので、いずれ担当課の方でそういった必要性があれば認めるというものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）質疑を終結いたします。

これより、議案第29号及び議案第30号について討論及び採決を行います。

まず、議案第29号について、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）日程第7、議案第31号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。

倉成市長。

○市長（倉成淳君）議案第31号、財産の取得に関し議決を求めることについて、副市長からご説明申し上げますのでご了承願います。

○議長（菅原由和君）小野寺副市長。

○副市長（小野寺隆夫君）議案第31号、財産の取得に関し議決を求めることについてご説明申し上げます。

奥州市学校給食施設再編計画に基づいて行う（仮称）奥州西学校給食センター新築に向けて厨房機器を整備しようとするものであります。

契約の相手方につきましては、奥州市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿の登録業者を指名し、去る9月12日に入札を執行しましたところ、日本調理機株式会社東北支店盛岡営業所が落札しましたので、契約金額2億7500万円で、物品売買契約を締結し、財産を取得しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、提案のとおり、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅原由和君）これより質疑に入ります。

22番阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）22番阿部加代子です。

今回の入札ですけれども、物品の購入ということになるので、このような入札でもいいのかとは思われますけれども、予定価格の半分以上で入札できたということで、喜んでいいのかとは思いますが、この状況について、お伺いをしたいというふうに思います。見積もりが適正だったのかどうかということにつきましても、お伺いをいたします。

○議長（菅原由和君）高橋財政課長。

○財政課長（高橋博幸君）はい、それでは今回の落札率が低いということで、それが適正だったかどうかそれについてということでございます。

今回落札率が44.54%ということで半分よりも下回ってございます。

これまでも何度かの逆率、落札率の高い低いってことで90%近いものが出ておりますがそれと比べると非常に低いというものでございます。

まずそもそもの建設工事に代表されます請負契約、こちらの方の労務供給契約の一つであるということでダンピングであったり、下請け叩きなどこういった品質を確保するという観点から最低制限価格等が設けられているものでございます。

一方今回のような売買契約、こちらにつきましては単純にその財産の所有権を移転するという内容になりますので、地方自治法上も最低制限というのを設けられていないということでございます。

今回すごい低い金額となっております、物品の場合やっぱりこういったケースがございます。実例として挙げますと、令和6年、今年度ですと、アスファルト合剤の購入について51.28%であったりというそういうかなり低い、半分近いものもあるというものでございます。

ではそれぞれの事情に多分よるかと思いますが今回の部分は新規で購入、機器の購入ということでしたので、そういった全体のなんというか、効果が働いたのかなということですし、その業界というのは非常にシェアが狭いようでしたのでやはりそこを取りに来ようと思えば低くなるのかなということでございまして、こちらの価格、予定価格としては適正だと認識してございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） 日程第8、議案第32号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。

倉成市長。

○市長（倉成淳君） 議案第32号、財産の取得に関し議決を求めることについて、副市長からご説明申し上げますのでご了承願います。

○副市長（小野寺隆夫君） 小野寺副市長。

○副市長（小野寺隆夫君） 議案第32号、財産の取得に関し議決を求めることについてご説明申し上げます。

奥州市立東水沢学校給食センターの洗浄機器につきましては、平成15年の施設建設時に設置された設備であり、今年に入ってから故障が頻繁に発生していることから、早急に更新しようとするものであります。

契約の相手方につきましては、奥州市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿の登録業者を指名し、去る9月10日に入札を執行しましたところ、三機商事株式会社水沢営業所が落札したので、契約金額6000円424万円で物品売買契約を締結し、財産を取得しようとするものであり地方自治法第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、御提案の提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅原由和君） これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております。

議案第32号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで午前11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）再開いたします。

休憩前に引き続き、議案審議を行います。

日程第9、議案第33号、令和6年度奥州市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。

倉成市長。

○市長（倉成淳君）議案第33号、令和6年度奥州市一般会計補正予算（第7号）について、副市長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（菅原由和君）小野寺副市長。

○副市長（小野寺隆夫君）議案第33号、令和6年度奥州市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和6年8月28日から9月2日までにかけて発生した大雨により、被害を受けた道路や河川などの復旧に要する経費及び江刺工業団地施設の修繕に要する経費などに所要の措置をするものであり、歳入歳出それぞれ1億7930万2000円を追加し、補正後の予算総額を643億1726万8000円とするものであります。

まず歳入であります。15款国庫支出金は2333万3000円、19款繰入金は7456万9000円9000円、22款市債は8140万円をそれぞれ追加するものであります。

次に歳出であります。3款民生費は972万4000円、4款衛生費は1336万5000円、7款商工費は2869万円、11款災害復旧費は1億2752万3000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、地方債の補正であります。土木施設災害復旧事業債などの限度額を変更しようと

するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅原由和君）これより質疑に入ります。

9番小野優議員。

○9番（小野優君）9番小野です。予算書45ページにあります、商工費の工業団地施設管理運営経費の施設等修繕費用について詳しい説明をお願いいたします。

○議長（菅原由和君）吉田企業振興課長。

○企業振興課長（吉田隆浩君）工業団地施設管理運営経費の施設修繕料について内容ということでございます。今回の修繕の内容につきましてですが、江刺フロンティアパーク内、パーク2じゃなくてパーク内にある2号公園にある汚水ポンプ及びその関連の設備、そちらの更新をする工事になります。

フロンティアパーク自体が、平成14年に設置をされたポンプになりますので、通常ですとこういったポンプの耐用年数が15年ということで既に22年経過しておりまして、だいぶ老朽化で機能も低下しているということで今回更新するものになります。

以上です。

○議長（菅原由和君）9番小野優議員。

○9番（小野優君）説明ありがとうございます。

今回更新の期間が大幅に超過してからのということでしたけども、このような工業団地に付随するような設備、今後更新をかけなければいけないような設備が他にもあるのかどうか確認いたしますし、それから今回のこの工事、修繕工事が、フロンティアパーク2の方の工事の進捗に影響があるのかどうか、確認させてください。

○議長（菅原由和君）吉田企業振興課長。

○企業振興課長（吉田隆浩君）お答えいたします。他にこういった施設があるのかどうかということでございます。今回のフロンティアパークの中にあるポンプ、ポンプがあるということはそうするということになるんですがフロンティアパークの中にある汚水を水をポンプに集めています。そこから中核工業団地の方の污水管にそこからまたあと自然流下で流すような形をしております。

いずれ中核については昭和時代のものでございますので、今後そういったことがあるということも想定されますので、その辺は計画的に行っていきたいなというふうに思います。それからFP2、フロンティアパーク2の方の工事に影響がないかということでございます

がこのフロンティアパーク2の汚水についてもフロンティアパークの汚水ポンプの方に流す格好になるんですが、そちらについての接続についてはもう既に終わっておりますので、こちらの工事についての影響はございません。

以上です。

○議長（菅原由和君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

日程第10、議案第34号、令和6年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。

倉成市長。

議案第34号、令和6年度、奥州市介護保険特別会計補正予算（第3号）について副市長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（菅原由和君）小野寺副市長。

○副市長（小野寺隆夫君）議案第34号、令和6年度、奥州市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の介護サービス事業勘定の補正予算は、前沢介護センターの修繕料等について所要の措置をするものであり、歳入歳出それぞれ972万4000円を追加し、補正後の予算総額を4561万2000円とするものであります。

まず歳入であります。1款繰入金は972万4000円を追加するものであります。

次に歳出であります。1款総務費は972万4000円を追加するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、提案のとおり、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

これより質疑に入ります。

8番東隆司議員。

○8番（東隆司君）8番東です。

2点質問いたします。

予算書17ページ、説明ありました施設等修繕料の中身についてお伺いいたします。

2点目はその下の介護センターの指定管理料の増、81万4000円、この内容についてお伺いいたします。

○議長（菅原由和君）松田前沢総合支所副支所長。

○前沢総合支所副支所長（松田修一君）2点ご質問いただきましたので答弁申し上げます。

まず1点目の修繕の内容でございますが、前沢にございますさわやか健康センターの中にございます各施設への給湯のためのボイラー設備を更新しようとするものであります。

詳細について若干申し上げますけれども、過日、このボイラーに接続している配管で湯漏れが発生いたしまして、ボイラーを稼働させるための基盤モーターが故障し、さわやか健康センター内の各施設3施設に、お湯を供給できないという状態に陥りました。

復旧のために基板の交換が必要なわけなんですけれども、調査を進めましたところ、ボイラー設備建設から20年以上経過しておりまして基板はもはや中古品しかなく、またこれが正常に稼働する保証が得られないということを確認いたしました。

あわせまして今申し上げましたように年数経っておる設備でございまして老朽化が進んでおります。ある箇所の修正が他の箇所の修繕不具合の原因となる可能性もあるという状態でございます。こういった状況を踏まえまして、同センターの安定した事業運営のためには、このボイラー設備の更新、これが最善の対応方法であるというふうに判断をしたものでございます。これが修繕の内容でございます。

続きまして2点目の指定管理料の増額の中身でございます。

当センターには3施設ございましてその一つに介護センターがございまして現在ショートステイ事業を行っております。利用者さんの入浴のためのお湯を供給できない状態に陥りましたので緊急の対応が必要だということで指定管理者において仮設の給湯設備を設置してお風呂に入れる状況を整えました。これに対応する指定管理料を今回計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君）8番東隆司議員。

○8番（東隆司君）そうしますと、配管の関係でのボイラーということでございました。まず、いつ頃、これは直るのかということがまず一点です。

それから、そうすると今の指定管理料の増の中で仮設の設備で給湯を担保しようとするものだということであれば、直るまでの間はその対応で入浴サービスについては継続可能という理解でよろしいのかお伺いいたします。

関連してですけれども、利用者への影響ということで、よくある話で入浴ができないのであれば利用を差し控えるというようなことがあるのかないか。それに伴って利用者が減しますとやはり指定管理者からしますと経営といいますか、そちらの方への影響も懸念されるところでございますが、その部分についてお伺いいたします。

○議長（菅原由和君）松田前沢総合支所副支所長。

○前沢総合支所副支所長（松田修一君）はい、3点ご質問いただきました。

私からは1点目と2点目についてお答えいたします。まず1点目いつ頃直るのかというところですが、調査を進めまして現在我々の方で想定している更新に要する期間は4ヶ月間と、約4ヶ月間というふうに見込んでおります。

続きまして2点目のその間の入浴サービス対応可能かどうかというところですが、若干ちょっと詳細申し上げますけれども、介護センターの浴槽3種類ございました自分で手数料を使って浴槽に入れる方用の一般浴、あとは職員の方で介護しながら入っていただく個別の浴槽、あとは全介助が必要な方に入っていただくための特殊浴槽ということでこの3種類の浴槽がございます。給湯能力の関係で一般浴槽は使えませんが他の特殊浴槽及び個別浴槽、これによりまして、これまで同様の入浴サービスが利用いただけるという状況に確保しておるところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君）吉田長寿社会課長。

○長寿社会課長（吉田悦子君）私の方から3点目のご利用者さまへの影響によって、また利用者の減少に繋がるのではないかとというようなご質問を頂戴いたしました。

どうぞただいま、副支所長よりお話ししましたとおり、入浴については、仮設の対応ではございますけれどもできる状態を担保してございます。

やはり入浴をご家族様もショートステイで入っていただくご希望される場合も多いですしもちろんご利用者さんの楽しみの一つでもございますので、こういった入浴については、個別浴槽で、対応できているという状況でございます。

また指定管理者の法人とも常に情報を共有しまして、今年度につきましては、昨年度よりもさらにご利用者さま増えているという状況でございますので、そういった状況もこちらで確認しながら、ご利用者様が快適にご利用できるようということで、法人と情報を共有しながら対応しているところでございます。

現在のところ減少に繋がっているということとはございません。

以上です。

○議長（菅原由和君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）日程第11、議案第35号、令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。

倉成市長。

○市長（倉成淳君）議案第35号、令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第3号）について、副市長からご説明差し上げますのでご了承願います。

○議長（菅原由和君）小野寺副市長。

○副市長（小野寺隆夫君）議案第35号、令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、さわやか健康センターの給湯ボイラー設備修繕に係る前沢診療所負担分の修繕の増に伴い、収益的収支において所要の措置をするものであります。

収益的収入及び支出の予定額であります。病院事業収益につきましては、445万5000円

を追加し、収入総額を42億6413万8000円とするものであります。

病院事業費用につきましては、891万円を追加し、支出総額を48億417079万7000円とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、提案のとおり、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菅原由和君）これより質疑に入ります。

22番阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）22番阿部加代子です。7ページにございます支出の891万円の修繕費の件でございますけれども、さわやか健康センターの給湯ボイラーの修繕費を、3分の1ずつ負担をするということのようで前沢診療所の負担分ということになってはいますが、これに関連してお伺いしたいというふうに思います。

先ほどのご説明でも、老朽化に関連して部品を交換するにも部品がないというような状況があるということでございます。

医療施設に関しましても、大変老朽化が目立ってまいりまして、今後、こういうふうにこれは今回はあのさわやか健康センターの分ですけれども、医療施設としてその老朽化に対応して、施設の修繕の計画等が計画的になされるのかどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（菅原由和君）浦川医療局経営管理課長。

○経営管理課長（浦川敏明君）それでは私の方からお答えさせていただきたいと思います。市立の医療施設建設からかなり年数の方が経過しているというのはそのとおりでございますし、設備の方もだいぶ古くなってきてございますので、その都度故障があった分については修繕の方を行ってきてございます。

急な故障等につきましては、引き続きその都度、修繕の方行っまいりたいと思うのですが大きな設備等につきましては、計画的に修繕の方を、この修繕といいますか整備の方を行いまして、あの急な故障等起きないように形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） 日程第12、議案第17号、令和5年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第22、議案第27号、令和5年度奥州市病院事業会計決算認定についてまでの11件を一括して議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

23番中西秀俊議員。

○23番（中西秀俊君） 決算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議において設置されました当特別委員会は9月11日から24日までの間、付託を受けました令和5年度決算議案11件について、精力的に審査に当たりましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

まず審査に先立ち、委員長及び副委員長の互選を行いましたところ、委員長には、私、中西秀俊が、副委員長には阿部加代子委員が選任されました。

審査は、議場において、部を単位とした部門ごとに部課長等から補足説明を求めながら行いました。その詳細な審査の内容につきましては、議長を除く全議員が委員となっておりますので、省略させていただきます。

その結果、議案第17号、令和9年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、認め難い部分があるとし、認定すべきでないという意見がありましたことをご報告いたします。

次に、議案第18号、令和5年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第19号、令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第20号、令和5年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第21号、令和5年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第22号、令和5年度

奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第23号、令和5年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第24号、令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第25号、令和5年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議案第26号、令和5年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、議案第27号、令和5年度奥州市病院事業会計決算認定についてであります。原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、令和5年度決算議案11件の認定を受け、廣野富男委員ほか3名から令和5年度決算認定に係る政策提言に関する附帯決議案が提出され可決されました。

その中で、政策提言された内容は次のとおりであります。

- 1 奥州市未来羅針盤図における各プロジェクトの事業実施に当たっては、庁内横断的な推進体制により、各種課題解決に努めるとともに、シティプロモーション推進事業においては、積極的な当市の魅力発信に取り組むこと。
- 2 ICTを活用した不登校等支援子育て短期支援事業の強化及び福祉医療等における人材の確保に取り組むとともに、病院事業においては経営を改善すること。
- 3 地域経済の発展のため、商工業においては、賑わい創出に向けた拠点政策の早期具現化と創業支援策の更なる充実を図るとともに、農林業においては次世代の農業振興に向けた新たな政策と担い手育成政策の拡充に取り組むこと。
- 4 環境にやさしい循環型のまちをつくり、市民1人ひとりの安心・安全で快適な暮らしが確保できるよう、必要な財源を確保し、道路、上下水道等の公共インフラ整備に取り組むこと。

以上当特別委員会における審査の経過と結果であります。

何卒、当委員会の決定どおり議決くださいますよう、お願いいたしまして決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（菅原由和君）これより質疑に入ります。

質疑なしと認めます。

これより、議案第17号から議案第27号までの討論及び採決を行います。

まず、議案第17号、令和5年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について討論ありませんか。

16番瀬川貞清議員。

○16番（瀬川貞清議員）16番瀬川貞清です。

私は、議案第17号、令和5年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論します。

最初に、市民の福祉向上のため、住民の命と健康を守る仕事に日夜奮闘されてこられた職員の皆さんに深く感謝申し上げます。

また、物価高対策事業に取り組まれてこられたことにも合わせて感謝申し上げます。

地方自治の本旨は住民福祉の向上にあります。

市政運営では、軍事費の2倍化やアベノミクスなど、岸田自公政権の荒波から市民の生活を守る防波堤の役割を果たすことが求められていると考えます。

この観点から見た場合、令和5年度の倉成市政は、エネルギー、食料品高騰価格高騰に対する取組と、低所得者への支援、電力ガス・食料品等価格高騰への支援、産後ケア事業の再開、第2子以降の在宅育児世帯への支援、地域医療奥州市モデルと新医療センター構想の発表など、希望の持てる行政運営に努められたことは大きく評価できるものと考えます。一方、何点か指摘しなければならない事項があります。

第1に、令和5年度の一般会計歳入歳出差引残高は、4億9722万5376円になっています。

これから翌年度に繰り越すべき財源3億3117万3000円を引いた後の実質収支は1億6605万2276円の黒字であり、決算年度、令和5年度末の財政調整基金残高は83億3402万7589円となっています。市民負担の増額を求めた令和4年度策定の財政見通しの見直し方針と比較して大きく上振れする結果となっています。

第2に、行き過ぎた職員の定員適正化計画のもとで正職員が減少し、その分が、会計年度任用職員や日々雇用職員などの非正規職員に置き換えられてきました。その比率は、奥州市の集計でも39.3%と報告されました。岩手県の統計では55.3%と発表されており、県内14市のうち、トップのフィックスとなっています。また、その平均年収は190万円と報告されました。まさに、官製ワーキングプアという状況になっています。慢性的な精神疾患による休職の職員が見られることは、極めて異常と言わざるを得ません。

第3に、奥州市個人情報保護条例に抵触する疑いのある自衛隊への名簿提供が常態化し、令和5年度も名簿提供が行われました。

第4に、学校修繕費であります。令和5年度は、合併を控えた大規模修繕に大きな予算決算がつぎ込まれました。必要な学校修繕費が確保されないことが常態化しています。児童生徒が過ごす学校の安全のために、学校施設の修繕は必要に応じて速やかに講ずるべきで

あります。

第5に、奥州市の基幹産業に位置付けられている農業を守る施策が不十分です。決算審査の中では、稲作農家が2015年から2020年の5年間で1750世帯と、2割以上減少している実態が報告されました。この傾向は、令和5年度も同様のものと推測されると答弁をされました。中小の家族経営も含めて支援する制度を確立することが必要と考えます。

第6に、介護保険の問題です。第8期計画は、そもそも在宅待機者を特養で解決する計画になっていません。その上、計画されていた特別養護老人ホームの整備が先送りにされており、大きな問題を残しております。

以上の理由から、私は、議案第17号、令和5年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。

○議長（菅原由和君）4番門脇芳裕議員。

○4番（門脇芳裕君）はい、4番門脇です。

私は、議案第17号、令和5年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

当年度5月に新型コロナウイルス感染症が5類に変更となりほぼコロナ禍以前の対応に戻りつつあった年でした。第二次奥州市行政経営改革プランにおいて、最小の経費で最大の効果を目指すという基本理念のもと、安全と安心を堅持する経営改革を推進いたしました。

さらに、人口減少などの諸課題に対応するため、複数の分野を横断的に束ねた未来羅針盤課を創設し、重要課題に取り組んだことは評価すべきと考えます。

一般会計の歳入額は632億7237万円で、前年度より33.1%に当たる20億1281万円下回りました。

主な要因として、過去最高額となったふるさと応援寄附金122億円と、物価高騰対応重点支援交付金の新設による増額がありました。

反して、新型コロナウイルス感染症対策関連補助金等が大きく減となったことは理解いたします。

そして、特にも財政調整基金の取り崩しがなかったことは重要であったと評価いたします。

次に、歳出額は627億7515万円で、前年度とほぼ同規模でした。

当年度は、水沢中学校校舎棟改築事業や（仮称）奥州西給食センター新築工事などの影響により、普通建設事業が大きく増大したことや、新型コロナウイルス感染症対策事業が減少になったことが同規模の要因と考えます。

また、令和4年度3セク債を計画的に全額償還したことにより、公債費が大きく減となったことは評価される内容であります。

財政健全化の重点取組期間の最終年度に目標とする効果額達成に至ることはできませんでした。その理由として、未来羅針盤プロジェクト等の新たな事業の開始とのことは、未来への投資へ大きな期待を抱くものと理解しております。

また収支健全化判断比率審査においては、前年度に引き続き、実質黒字とのことや将来負担比率も前年度比16.7ポイント下回る24.4%であったことは、財政健全化に努めた結果であり、プライマリーバランスを保つ上でも評価されると考えます。

今後の奥州市の財政に影響を及ぼすと思われるメイプル再利用問題や新医療センターの整備計画等、重大な案件がある中、市内に活気と潤いを取り戻すため、担当職員におかれましては、当年度同様に、健全な財政管理と適正な事業運営にご尽力をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（菅原由和君）討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとするものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）次に、議案第18号、令和5年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとするものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は委員長報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）次に、議案第19号、令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとするものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第19号は委員長報告のとおり決しました。

～～～～～○～～～～～○～～～～～○～～～～～○～～～～～○～～～～～○～～～～～

○議長（菅原由和君）次に、議案第20号、令和5年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定すべき認定すべきものとするものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第20号は委員長報告のとおり決しました。

～～～～～○～～～～～○～～～～～○～～～～～○～～～～～○～～～～～○～～～～～

○議長（菅原由和君）次に、議案第21号、令和5年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定すべきもの。

とするものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第21号は委員長報告のとおり決しました。

～～～～～○～～～～～○～～～～～○～～～～～○～～～～～○～～～～～○～～～～～

○議長（菅原由和君）次に、議案第22号、令和5年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとするものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第22号は委員長報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）次に、議案第23号、令和5年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとするものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）次に、議案第24号、令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとするものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）次に、議案第25号、令和5年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、原案のとおり可決すべき可決及び認定

すべきものとするものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）次に、議案第26号、令和5年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、原案のとおり可決及び認定すべきものとするものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第26号は委員長報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）次に、議案第27号、令和5年度奥州市病院事業会計決算認定について討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとするものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって議案第27号は委員長報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）ただいまの議案第17号、令和5年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第27号、令和5年度奥州市病院事業会計決算認定についてまでの議決を受けて、発議案1件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって発議案1件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜

○議長（菅原由和君）日程追加、発議案第24号、令和5年度決算認定に係る政策提言に関する附帯決議を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。

23番中西秀俊議員。

○23番（中西秀俊君）発議案第24号、令和5年度決算認定に係る政策提言に関する附帯決議につきまして、提案理由を説明いたします。

これは令和5年度決算認定に際し、課題となった政策に関し、これを次期当初予算において可決されるよう、市長に対し政策を提言しようとするものであります。

以下、決議を読み上げまして、説明とさせていただきます。

令和5年度決算認定に係る政策提言に関する附帯決議、令和5年度各会計の決算認定においては、奥州市総合計画に掲げる戦略プロジェクトを中心に、それらに付随する様々な政策の進捗状況について検討を行った。

その中で、総務部門では、奥州市未来羅針盤図の策定、広報、ふるさと応援寄附事業、高齢者、デジタルサポーター等のDX推進、地区センターの組織力強化、人材育成に係る課題等が挙げられ、更なるシティプロモーションの推進の必要性などが指摘された。

次に、教育厚生部門では、ICTを活用した教育推進や不登校支援、トイレやエアコンなど教育施設の環境整備、部活動指導員、介護職や民生委員の人材確保、産後ケア対策の強化、子どもの権利に関する条例の啓発促進、放課後児童クラブの運営と待機児童数の改善、子育て短期支援事業、医師の確保に係る課題等が挙げられ、更なる病院の経営改善の必要性などが指摘された。

次に、産業経済部門では、メイプル関連、賑わい創出及び創業支援、地域計画の推進状況に係る課題等が挙げられ、次世代の担い手の育成支援の必要性などが指摘された。

次に、建設環境部門では、防災と避難所の在り方、ごみ減量とリサイクルの在り方、下水道の経営戦略、公営住宅の適切な運営管理、インフラの維持に係る課題等が挙げられ、更なる道路及び上下水道整備に係る財源確保の必要性などが指摘された。

以上の認識の下、これらに対応するための必要な各種体制と資源が確保され、次期当初予算によって、課題が解決されるよう、下記のとおり市長に対し、政策を提言表明する。

記

- 1 奥州市未来羅針盤図における各プロジェクトの事業実施にあたっては、庁内横断的な推進体制により、各種課題解決に努めるとともに、シティプロモーション推進事業においては、積極的な投資の魅力発信に取り組むこと。

- 2 ICTを活用した不登校等支援、子育て短期支援事業の評価及び福祉医療等における人材の確保に取り組むとともに、病院事業においては、経営を改善すること。
- 3 地域経済の発展のため、商工商工業においては、賑わい創出に向けた拠点政策の早期具現化と創業支援策の更なる充実を図るとともに、農林業においては、次世代の農業振興に向けた新たな政策と担い手育成政策の拡充に取り組むこと。
- 4 環境にやさしい循環型のまちをつく、市民1人ひとりの安心・安全で快適な暮らしが確保できるよう、必要な財源を確保し、道路、上下水道等の公共インフラの整備に取り組むこと。

以上、決議をする。

令和6年9月27日奥州市議会。

以上であります。

何卒、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、決議の説明とさせていただきます。

○議長（菅原由和君）質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、発議案第24号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって発議案第24号は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時5分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）再開いたします。

日程第23、請願第8号を議題といたします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。

14番高橋浩議員。

○14番（高橋浩君）総務常任委員会の請願審査報告を行います。

去る8月30日の本会議で付託されました、請願第8号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審制度の速やかな改正を求める請願について、9月13日に委員会を開催し、参考人として、岩手県立大学専務理事の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

再審制度の仕組みや課題を踏まえた現状について、参考人から受けた説明は次のとおりであります。

再審制度は、有罪判決に対してやり直しを求める被告人のための利益再審制度で、一定の条件のもとで、例外的に認められています。

また再審制度は、2段階構造になっており、第一段階の再審請求では、裁判後に、前の判決を覆す明らかな証拠を新たに発見したなどの理由があるかどうかを判断した上で、再審開始を決定し、第2段階として、有罪無罪を争う、再審公判へ進みます。

多くの証拠は捜査機関である検察官側が持っており、証拠開示はこの第1段階で大きな役割を果たす一方、刑事訴訟法における再審に関する規定は極めて少なく、証拠開示は裁判所の裁量に委ねる部分が多いという現状と、再審に関する裁判所ごとのばらつきを少なくするためにも、不十分な制度の整備や、専門家による議論の必要性を認識いたしました。次に、検察官の不服申し立てについてです。

裁判所の再審開始決定に対して、検察官側が被告人は有罪であるから、再審するべきではないとする主張で報告できる仕組みですが、即時抗告、特別抗告というように、再審するしないを最高裁まで争える状況にあります。

これにより、有罪判決を争う前での第1段階が長期間に及び、本来の趣旨である被告人のための利益再審制度に反するのではないかという問題があることを認識しました。

また、抗告は現状、検察官側と被告人側の双方に認められており、改正により、検察か検察官側のみ認められないとすることは不公平になるのではないかという問題はあるが、再審公判において、有罪であるとする主張や反論する機会は残っているということでした。

本請願の紹介議員からは、国民の1人として、えん罪の対象となる可能性がゼロではないと認識した上で、請願趣旨に賛同していること、多くの国会議員がこの再審制度の改正に賛同していること、岩手県議会においても採択され、意見書を提出していることとの説明を受け、奥州市議会としても国に対して意見書を提出するよう求める請願であることを確認しました。

討論では、えん罪被害者が無罪を証明するために多くの時間を費やさなければならないことは深刻な問題であるという意見が出され、再審手続が迅速に行われることで、無実の方が適切に救済されるとして本請願は採択すべきものと決しました。

以上が当委員会に付託になりました請願審査の経過と結果であります。

何卒、本委員会の決定どおり、ご議決くださいますようお願い申し上げまして、総務常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（菅原由和君）質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

22番阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）22番阿部加代子です。

請願第8号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について、総務常任委員長報告は採択すべきでしたが、私は反対の立場で討論いたします。

えん罪は、国家による究極の人権侵害であり、その救済と根絶は急務であります。

今年3月11日に再審法改正を目指して、国会議員の超党派のえん罪被害者のための最新法改正を早期に実現する議員連盟が国会内で設立総会を開きました。

有罪確定後の裁判のやり直しを定めた刑事訴訟法の最新関連規定の早期改正を目指しています。

捜査機関の持つ証拠を利用できるようにするなど、手続の明確化や透明化を検討することになりました。

立法府である国会議員が動き出しました。

静岡で、1966年に起きた一家4人殺人事件で、強盗殺人罪などで死刑が確定した袴田巖さんの再審公判が続いていることを受けて設立をされました。

昨日、無罪判決が出されております。

呼びかけには自民党の麻生太郎副総裁始め、与野党から約130人が参加をしています。

4月9日には、第2回総会が衆議院議員、第2会館で開催をされ、議連の役員全員が決まりました。

最高顧問には麻生太郎副総裁、顧問に公明党、立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、国民民主党、教育無償化を実現する会、社民党、れいわ新選組の与野党の代表が、就任をいたしました。

一連の最新法改正実現本部長代行を務める下田弁護士だと、逆に改正に消極的な立場にある法務省刑事局の玉木刑事法制管理官からヒアリングを受けています。

6月17日には、議連会長を務める自民党の柴山文部科学相は、証拠開示の不十分さなど、現行規定の問題点を明示し、主要な手続の根拠規定の明文化を求める要望書を小泉法相に提出をしています。

議員立法という選択肢も視野に入れ、法改正に向けた具体的検討を法務省に迫っています。国会議員が動いています。

えん罪は、そもそも出しては決してなりません。

そのために日本の司法制度は三審制度を採っています。

さらに、一旦確定した判決に対して、被告の利益のために、事実認定の不当を救済するために設けられた非常救済制度、非常救済手続が最新とされています。

しかし、再審制度、安易に認めてしまうと、我が国の三審制、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所という3回の裁判制度自体の信頼を失ってしまいます。

最高裁判所で固まった経緯は、原則正しいと考える法的安定性があります。

それでも、誤った裁判をそのままにははいけません。

一定の理由がある場合に限定して認められている仕組みが再審制度です。

明らかな証拠を新たに発見したとき、明白性、新規性と言われています。

この二つのポイントがあれば、再審を認めることになっています。

昭和40年頃までは明白性、新規性が厳格に解釈をされて、なかなか再審は認められず、開かずの扉と言われていたようです。

しかし、昭和50年頃厳格だった解釈を緩やかに解することにより、再審を緩やかにしようとの姿勢が出てきたと言われています。

特に再審においても、疑わしきは被告人の利益という刑事裁判の原則が通常裁判だけでなく、再審議も認められる原則は変わらず、再審が全く無理な制度ではないと示されています。

最近5年間では1043人が申請を出しています。

昭和50年前半は280人でしたので、申請者が増えていますが、実際に開始決定は9人で0.9%と、開かずの扉ではないけれど、厳しい状況、現状にあることは確かです。

大きな問題は、刑事訴訟法、それ自体で再審に関する条文規定がかなり少ないことです。

刑事訴訟法は500条からなる条文ですが、再審規定、再審法は、わずか19条であり、再審の審理手続を具体的に定めた規定はないに等しく、現行法は100年前にできた旧刑事訴訟

法をほぼ踏襲され、戦後、新刑事訴訟法になって、75年以上、一度も改正をされていません。

再審を行うかどうかは裁判所の広範な裁量になっています。

そのため、再審請求の事件の審理の進め方は裁判所によって違うため、再審格差と言われており、制度及び規定の不備が看過できないことが明らかになっています。

特に再審請求の段階で証拠を開示することが正当化されていないことです。

再審における証拠開示制度の不備であり、証拠開示が裁判所の訴訟指揮に基づいて行われることから、裁判所の裁量に委ねられ、再審開始を導く重要な証拠が、再審請求人に開示される保証はありません。

通常審の段階でも、後半に提出されなかった裁判所、不定期記録を再審請求人に利用させることが不可欠です。

現在、証拠開示制度も裁判員裁判が始まり、証拠開示は制度化され、段階的ではありますが開示が進められています。

しかし、裁判員裁判以外の通常裁判、再審の場合は規定がない状況です。

また再審開始決定に対して、検察官の不服申し立てが許容されていることも問題だとされています。

えん罪被害者救済が長期化することに繋がっていると、それを是正が求められています。

再審で救える制度に重きを置きながら、そもそもえん罪を生まない裁判制度のあり方を考えなければなりません。

再審になる前の取り下げの段階では自白の信憑性、脅迫がなかったかの判断のために、可視化が求められています。

2019年6月からは、裁判員裁判の対象となった事件で、殺人など社会的に重大な犯罪の取り調べについては可視化が行われています。

しかし、長時間の取り調べやビデオだけの自白の2人制の証明が難しいことなど、慎重に見極める必要もあり、全面可視化に向けて、逮捕前の任意取り調べは可視化の対象外であることなど検討しなければなりません。

再審における問題は、法的安定性をしっかりと守りながら、個々具体的な妥当性、是正の必要と調和をどこに求めるのか、非常に深く、複雑な論点であり、改正刑訴法に関する刑事手続のあり方協議会も開催され、検討されています。

そして再審制度の改正に向け、国会議員の議連も超党派で結成されており現在は300人を超え、法曹に具体的検討を迫っています。

また議員立法についても視野に入れているようです。

再審制度の改正すべき問題点は、請願項目の2項目だけではありません。

通常裁判において全面的な証拠開示が求められます。

取り調べの可視化等々改正も必要です。

本請願は、司法に関することであり、一地方議会で判断できる範疇を超える問題ではないかと思います。

以上の理由で、請願第8号に反対をいたします。

○議長（菅原由和君）17番千葉敦議員。

17番千葉敦です。

私は、請願第8号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について、委員長報告どおり採択に賛成の立場で討論いたします。

憲法第16条には、国民に法律の改正も含め、平穩に請願する権利が明記されています。

今回のこの請願では、標記の内容について意見書を提出するよう奥州市議会に求めています。

この請願の内容は、憲法上、地方自治法上の何ら問題がないと考えます。

請願では、えん罪被害者を早く救済するために再審請求手続や再審開始決定を速やかに進めるための制度改正を求めています。

私は、市民の誰もが、いつえん罪が降りかかるかもわからず、その救済の制度の不備を正していくことを求めることに賛意を示すものです。

以上述べまして賛成討論といたします。

○議長（菅原由和君）討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、請願第8号は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）日程第24、請願第9号を議題といたします。

教育厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

13番小野寺満議員。

○13番（小野寺満君）教育厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る8月30日の本会議において、当委員会に付託となりました請願第9号について、9月10日に委員会を開催し、健康こども部長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、ここにその経過と結果についてご報告申し上げます。

請願第9号新医療センター整備をより慎重に進めることを求める請願であります。本件につきましては、新医療センター整備基本計画中間案において、最大96億円の予算規模を要する大事業であること、建築候補地である水沢公園周辺には小学校通学や認定こども園があり、道路の渋滞に対する不安があること、工事中の利用について不安視する公園等、利用者の声があること、今後の人口減少による税収の減少が予想される中、一般会計予算から病院事業会計の15億円の繰り出しによる市財政への影響の懸念があること、市の医療政策の方向性について、市民の理解が十分に得られていないのではという疑問や、最も理解を得るべき地元医師からは反対意見があることなどから、整備ありきの議論ではなく、市医療政策を見据えた建設の是非について広く意見を聞き、理解や合意を得てから進めることを求めている請願であることをまず確認しました。

当局からは、これまでの市民等への説明状況や病院事業会計への繰出金の考え方のほか、今後の市民説明会では、医療関係者が示す懸念に対する現状や対策などわかりやすく説明していくこと、基本計画の策定期間にはこだわらず、市民や関係者との合意形成を図るべく、丁寧な説明を尽くすとの説明がありました。

その結果、当局も説明がまだ足りないことを承知しており、また、基本計画の策定期間についてこだわらないとしたことは、請願の願意と相違はなく、建設費96億円の大事業であり、今後実施される水沢公園周辺の交通量調査の結果などを示しながら、慎重に市民の理解を得ることが重要との観点から採択にすべきとする委員と、この計画はまだ道半ばであり、市当局も今後の市民説明会などにおいて市民へ丁寧かつ十分な説明を引き続き行うこととしており、総合水沢病院の老朽化に端を発した医療構想は、倉成市長のもと、その都度情報を発信し、周知に努めており、議会や合意などがどの時点で得られたか判断することが難しいとの観点から不採択にすべきとする委員が同数であったことから、委員長採決となりました。

委員長採決においては、新医療センター建設に係るプロセスにおいても当局は慎重かつ確実に進められていること、さらに総合水沢病院の耐震化問題は既に10年以上経過しており、これ以上長引かせることはできないとの観点から、不採択と決しました。

以上が当委員会に付託となりました請願の審査の経過と結果であります。

何とぞ当委員会の決定どおり、ご議決いただきますようお願い申し上げまして、教育厚生

常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（菅原由和君）質疑ありませんか。

10番及川春樹議員。

○10番（及川春樹君）10番及川です。

2点ほどお聞きしたいと思います。

請願審査の進め方についてであります。請願者からは関係機関との協議において議論を尽くされ、地域住民の不安な声に耳を傾けながら、より慎重に進めてほしいとあります。

これは当局等関係機関等との見解の違いがあり不安に感じることから、市民としては不明な点、不明なことが多く、より丁寧な説明を求めることとして読み取れますが、請願審査において意見聴取は当局のみでありました。

本来関係機関の方々からも意見聴取をして、どのような見解の違いがあるか確認して総合的に判断すべきだったと思います。

請願者にとっては公平性に欠ける進め方ではなかったのでしょうか。見解をお聞きします。

もう一点は先日の新聞報道にもありましたけれども、新医療センター整備基本計画中間案の市民説明会が21日に終了しました。

市からは議論を深める必要があるとして時期は未定であります。シンポジウムの開催をするという考えが示されております。

また9月9日に行われました全員協議会での市民説明会資料にも計画策定期限を11月を目途としていたが、これにこだわることなく、市民や関係者との合意形成が図られるような丁寧な説明に尽力されています。

請願者からの願意と合致していると考えますが、委員会としてどのように判断したかをお聞きします。

○議長（菅原由和君）小野寺満委員長。

○13番（小野寺満君）13番小野寺です。

今、2点質問ありましたので答弁したいと思います。

最初の請願審査の進め方についてですけれども今回、あくまでも請願審査ということですので、請願書の内容について審査したものであります。

なお当委員会といたしましては、現在、医師会さんに対しまして、所管事務調査を行うべき調整中であります。

2点目につきましては、本委員会の判断は、あくまでも請願審査の採決結果のとおりと認識しております。

いずれ、請願審査以降、委員会として集まっておりませんので、委員会としての考え等はまとめておりません。

以上です。

○議長（菅原由和君）質疑を…18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君）一つ二つちょっとお伺いをいたします。

今回の委員長報告によりますと、水沢病院の耐震化問題は既に10年経過したと。これ以上長引かせることはできないということで不採択ということでご報告いただきました。

でも請願は、病院を建てる、建てないの請願ではないと私は思うのです。

これはあくまでも、先ほど、10番議員がお話されたように、それぞれ市民が不安に思っていること、知りたいこと、これをぜひ教えてほしいという願いだと思うのですが、今の答弁には、請願書の内容について審査をしたということと、結果と若干違うように思うのですが、この請願、市民のこの要望・意見をどのように判断されたのか、その点についてお伺いをいたします。

もう一つは、私も今回、この請願で、改めて、振り返ってみたのです。

自治基本条例の第10条に、議会の権限と責務があります。

この第2項には、議会は、市民の意思の把握に努め、それを市政に反映すると、反映することに努めると、うたっております。

第11条には、議員の責務として、議員は市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、公正かつ誠実に職務を遂行することとうたっております。

私は、今回の請願をストレートに、市民の不安、思いを請願の形で上げたものと思いますが、その結果が不採択というのには、議論から見ても、合っていないと思ったのでありますが、委員長の見解をお伺いをいたします。

○議長（菅原由和君）小野寺満委員長。

○13番（小野寺満君）2点質問をいただきましたけれども、最初の病院の耐震化にこれ以上長引かせることはうまくないから不採択にしたということは、そういうことは、市民の声をちゃんと聞いてやるべきではないかというご意見でしたけれども、当委員会の中で判断では、いずれこれ以上、新しい病院の建て替え遅くなると地域医療が遅れるというような意見もありましたので、本来であれば、慎重にやるということは当然のことです。ですが、請願者の方の休憩中ではありましたけれども、請願者の方のお話を聞いたならば、建設に反対だということのお話がありました。

それを、お話を聞きまして、本委員会のメンバーは判断したわけですがそれでもいずれこれ

以上、新しい病院を建てるのを遅くすることによって、逆に市の医療が遅くなる悪くなるのはまずないということの判断が、各委員が採決に、採択に反対した委員はそのような考えであったと思っております。

いずれ、二つ目の質問ですけれども、私ども教育厚生常任委員会の各委員は、いずれ議員としての責務を公正、正確に真面目に職責を果たそうとしてやっております、やっているということを申し上げたいと思います。

○議長（菅原由和君）18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君）なかなか難しい問題なんだろうなというふうには思います。

ただ今回の審査をつぶさに拝見させていただくと、その反対をされている理由として、この請願書を通すと計画、整備計画が遅れるのではないかと。計画に反対と思われると、計画に反対することの意見が盛り込まれているという会議録等を見ますとそういうふうになっております。

ただ、私が純粋な気持ちでこの請願書を読むと、こういう内容は触れていないと。もし触れているとすれば、建設の是非については触れていますけれども、建てるなとか、建てるべきだとかっていう内容は一つもございませんし、計画の反対性も伺っておりません。

ここにその反対という意見が盛り込まれているという反対の委員さん方の根拠となるのは、その休憩時間のやり取りから推察された、あるいは確認をしたという捉え方になるんじゃないか。

あくまでも請願書ではなくて、請願書の補足の中で、そういう判断をしたということでしょう。

その点を確認させてください。

○議長（菅原由和君）小野寺満委員長。

○13番（小野寺満君）請願書には、反対とかそんなの一切ありませんでしたけれども、休憩中に請願者の方にお話をさせていただきまして、こちらから質問した際に、いずれ、水沢公園への建設は反対だということを各委員さん方がお聞きしまして、それで各委員がそれぞれに判断したということになります。

○議長（菅原由和君）18番、廣野富男議員。

○18番（廣野富男君）休憩の時間に、なぜ反対なのかという点の確認はされたのでしょうか。要はそもそも建設には反対っていうのか、計画、例えば今回指摘されているのは、財政問題であったり、設置場所であったり、医師の問題であったり、様々あったと思うんですが、そこでその反対、この請願者が反対する理由は何だと判断をして、反対の意向が

あるから不採択というふうになったのか、その点を伺って終わります。

○議長（菅原由和君）小野寺満委員長。

○13番（小野寺満君）先ほどの及川議員の2番目の質問でもお話ししましたが、いずれ、本委員会の判断は、請願審査の採択の結果のとおりでありまして、いずれ同じ話を聞いた中で委員が判断を下して不採択としたことにしたということになっております。なっておりますが、3対3になりまして最後私が不採択ということで採決いたしました。

○議長（菅原由和君）質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

2番穴戸直美議員。

○2番（穴戸直美君）2番穴戸直美です。

ただいまの請願第9号、新医療センター整備をより慎重に進めることを求める請願に、私は委員長報告に反対し、原案に賛成の立場で討論します。

請願の趣旨にのっとり、賛成の方、反対の方、その理由は千差万別ですが、説明不足は市民説明会からも否めません。

何よりも市長がシンポジウムを開催すると示していますから、より慎重に進めるべきだということではないでしょうか。

そして報道のとおり、市民説明会も医療連携会議も反対、慎重論が多いのも事実です。

その市民の声に応えるのが、議会として必要だと私は思います。

よって委員長報告に反対し、原案に賛成いたします。

○議長（菅原由和君）4番門脇芳裕議員。

○4番（門脇芳裕君）4番門脇です。私は、請願第9号、新医療センター整備をより慎重に進めることを求める請願について、採択に反対の立場で討論いたします。

水沢病院の老朽化に伴い、平成24年に耐震化問題の調査を行い、後に強度不足が判明いたしました。総合水沢病院が現状で運営されることは非常に危険と考えます。

まず、地域医療奥州市モデルについての提案説明は各方面で実施されました。

奥州市議会議員全員協議会を始め、地域医療懇話会、市政懇話会、さらに出張懇談会を多数開催し、ほかにもたくさんの意見や提案をいただき、令和5年6月9日、全員協議会で地域医療奥州市モデルの機関決定の報告がありました。

具体的には、新病院の最適地が水沢公園陸上競技場との提案は令和5年1月16日の市議会全員協議会において報告されました。

その後は、パブリックコメントや市民説明会も開催され、市民からいただいたご意見に

対する答弁も示されています。

さらに、県立病院と民間医療施設等の強みを生かした連携強化等の情報発信をし、公開もしており、ほかにも、担当部署から整備等に関する丁寧な説明はされていると感じております。

市民全員からの賛成意見をいただくことは不可能ですが、当局からの誠意のこもった説明は、一定のご理解をいただいていると感じております。

今回の請願の文書から、市民からの十分な理解がないと始め、建設候補地問題や財政問題等、新医療センター建設に反対と思われる内容と私も読み取りました。

本来の問題である老朽化に伴う水沢病院に関して、入院されている患者さんや医療に従事されています職員等の安全確保のためにも、市民からのご理解をいただくのは慎重に進める必要がありますが、現状の整備計画で進行されることを願うところでございます。

以上のことから、請願第9号、新医療センター整備をより慎重に進めることを求める請願について反対の立場で討論いたします。

以上です。

○議長（菅原由和君）10番、及川春樹議員。

○10番（及川春樹君）10番及川です。

私は請願第9号、新医療センター整備をより慎重に進めることを求める請願の委員長報告に反対、原案に賛成の立場で討論いたします。

請願者は、新医療センターの整備については、将来の医療政策も含め、広く住民に情報を公開し、意見を聞き取るとともに、医師会や県、関係機関団体等との協議において議論を尽くされ、地域住民の不安な声に耳を傾けながら、より慎重に進めてほしいと概要を示しております。

請願審査の進め方についてはその関係機関等当局の間にどのような見解の相違があったかも確認されないまま、今回の報告があったことは、委員会としても、公平性に欠ける進め方、判断だったと思います。

また当局においても、計画の策定期間について、本年11月を目途としていたが、これにこだわることなく、市民や関係者との合意形成が図られるよう、丁寧な説明に尽力するとあり、議論を深める必要があるとして新たにシンポジウム開催の意向も示されております。請願書と当局の意向としては合致しており何ら否定するものではありません。

以上のことから、請願第9号、新医療センター整備をより慎重に進めることを求める請願の委員長報告に反対、原案に賛成といたしまして討論を終わります。

○議長（菅原由和君） 1 番、佐藤美雪議員。

○1 番（佐藤美雪君） 1 番佐藤美雪です。

私は、請願第9号、新医療センター整備をより慎重に進めることを求める請願について、委員長報告に賛成、請願に反対の立場で討論いたします。

市民の不安に寄り添うこと、そして医師会や関係機関との協議、丁寧な説明を行うことに關しては必要であると思っております。

この間も、市民説明会やパブリックコメント等でもこれから深められると思いますし、建設予定地区振興会での説明会も予定されている。

そして先ほど来ありますシンポジウムの開催等も言われております。

そういう中で議論は深められ、最終案に向けて進められていくと期待をしております。

しかしながら、この請願の内容について紹介議員からの説明、その後の質疑等から人口減や新医療センター建設費用が市財政を圧迫することを理由とした建設の是非を問う内容。

市民や関係者の理解や合意がない中での整備は時期尚早であるなど、議論を先延ばしにし、整備計画自体を問題視するものと判断せざるを得ませんでした。

平成24年には総合水沢病院の耐震性に問題があると診断されており既に12年以上経過をしているところ、さらに、頻発する災害から市民の命を守ることこそ自治体の責務であることから、整備計画は粛々と進められるべきと考えます。

従って、市民の福祉向上に資する観点から、整備計画を進めていく必要があると判断し、請願には反対をいたします。

○議長（菅原由和君） 3 番菅野至議員。

○3 番（菅野至君） 3 番菅野至です。

私は請願第9号、新医療センター整備をより慎重に進めることを求める請願のただいまの委員長報告に対し、反対の立場で討論いたします。

さてこの請願については、その文面を読み取るに当たってはやはり市民に対して、内容はもとより不安なところの説明、更なる説明を求めるものであり、また関係各所との対話、合意をしっかりとしていくことが趣旨であるというふうに思うものであり、あくまでその賛否を問う内容ではないと私は考えております。

これまでに行われた各地域の説明会の中でも、やはり更なるその説明を求める声が出ていたのは事実であり、そのことから、この請願の趣旨に合うものであると思います。

またあの時間が遅れる等々の内容が出てきたことはありますけれども出てきたんですけれども、そういったものに対しましては、その時間を延ばすという概念ではなくて、そのしっ

かりした説明であったり、対話だったりとこのところを作り上げていくところの中で、少し時間かかるという内容であったのかなというふうに思います。

また、市の対応につきましても、市民に対してシンポジウムを開くこと、また、基本計画の最終案の決定についても期限にこだわらず、市民や関係各所との対話をしながら進めていくとの内容がありましてこの内容についても、この請願の趣旨である市民への説明と関係各所との対話・合意というところと一致していくのかなというふうに考えています。

以上の内容から、賛否を問う内容ではないことということを強調しまして、当請願に対する委員委員長の報告に対し、反対いたします。

以上です。

○議長（菅原由和君）22番、阿部加代子議員。

○22番（阿部加代子君）22番阿部加代子です。

新医療センター整備を慎重に進めることを求める請願につきまして、委員長報告は不採択とすべきでした。

私は委員長報告に賛成をし、原案に反対の立場で討論いたします。

請願とは、なんでしょうか。

一般的な要望とは違います。

請願は、憲法第16条において、何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない、とされています。

憲法において、国民の権利として保障されており、日本国内に在住の外国人、未成年であっても請願することができます。

基本的人権の一つとして守られている権利です。

請願を行う根拠として、例えば、市が市民に対してこのようなことをしたので、または市が当然行うべきことがなされなかったのも、このように対応してもらいたい、またはすべきということを明確に文書にしなければなりません。

市民団体が出す文書だから、市民が作成をした文書だから、中身は関係なく、タイトルがまともならいいと言われる議員もおられますが、そうでしょうか。

請願は陳情とは違い、請願するために、紹介議員が必要です。

紹介議員は、請願文書に責任を持ち、採択されるよう、全面的に支援する責任を負います。

紹介議員は請願人の思い、願いが文書に記載をされているかどうか、不適切な表現はないか。適切な表現になっているか等のアドバイスをすることも必要だと思います。

本来、請願趣旨は簡潔に、請願項目、願意を記載し、その説明として、請願の理由を記載します。

請願で大切なのは、請願の趣旨であり、何を希望し、要望しているのかです。

市に対して、こうしてほしいとの願いです。

請願文書で提出することになっているため、文書からその妥当性、実現性等を判断することになっています。

この請願は、請願項目が明確に示されていないので、紹介議員から、請願の願意をお伺いしたところ、医師会、関係機関と将来の胆江医療圏についてお互いの役割責任をしっかりと認識し、関係性を築くことを望んでいるとの回答でした。

また、休憩を取って請願人お二人からお伺いしたところ、議論を尽くしていただきたいという思いだけ。

公園陸上競技場への整備は反対とのことでした。

ところが、本請願には具体的に趣旨の中に議論を尽くす、整備候補地に反対とのキーワードは含まれておりません。

請願人の思いが入らない、こもらない請願趣旨になっているようです。

請願を行う思いに至る理由については、請願文より、市民への十分な説明がなされていないということかと思われます。

請願審査で改めて市より、これまでの市民への説明状況をお伺いいたしました。

市では2年前の令和4年9月から12月にかけて、広報おうしゅうお知らせ版に4回特集記事を掲載し、公立医療施設の役割、必要性、新病院はまちづくりの拠点に、将来の医療ニーズと、市政、財政、新病院の役割を市民に説明をしています。

令和5年1月には市政懇談会を開催し、地域医療奥州市モデル、新病院の役割について市民説明会を行い、350人の参加があったようです。

令和5年11月には市民の意見を聞く会、2日間開催し、67人が参加。

令和5年12月、パブリックコメントを実施し、47件のご意見をいただいています。

医師会等医療介護専門家には、令和5年2回、令和6年2回の計4回、市民団体、公募市民には令和5年10月より計6回説明が行われています。

請願の理由の中に、水沢公園周辺の地域住民から全く説明がないという不安の声があるとのこと。

常任委員会の説明で明らかになりましたが、昨年12月に水沢南地区振興会とタイアップをして、水沢公園周辺の町内会の皆様にチラシを全戸配布して、公園整備場所の候補地に

なっていることから、水沢南地区センターを会場に説明会が開催されています。

50人ほどの出席だったようです。

この秋にも、水沢南地区振興会の主催で説明会が検討されているとのこと。

周辺住民の方々への説明も行われております。

今年7月には陸上競技場利用団体向けに説明会が行われており、8月には市広報特集記事、新医療センターはなぜ必要を掲載し説明を行っています。

県医療局とも、令和5年8月から協議、面談を行い、県立江刺病院について率直に意見交換を行っているとのこと。

請願文書にある市民や県及び団体等を含めた関係機関に対し、広く周知し、意見を聞き、ということについて、市が怠っていたという事実はありません。

市民に対しても、順を追って説明をし、意見徴収の場面を取り、市民理解を得る努力をされています。

請願趣旨に理解と合意を得た上で整備を進めるべきとあります。

市民の理解と合意を得ることは大変重要ですが、基準やマニュアルがあるわけではなく、適時適切に市民説明を行っていくことが必要であり、今回のように、請願権を行使してまで市民に説明を求めなければならない状況だったのでしょうか。

市が市民への説明責任を怠ったり、情報を開示していない状況はありません。

現在、新医療センター整備計画の中間案の段階です。

成案についても、当初の11月にはこだわらず、丁寧な説明、意見聴取を行ってから慎重に進めるとの見解を示しています。

市は請願審査日の夜から中間案に対する市民説明会を開催し、今回の市民説明会の最終日には、さらにシンポジウムを開催するとの意向を示して、重ねて説明を行うようです。

市は市民に対して説明を行っている事実もなく、中間案の段階でさらに丁寧に説明をし、慎重に進めるとしています。

以上のことから、本請願を採択する理由はなく、常任委員長報告に賛成し原案に反対をいたします。

○議長（菅原由和君）7番佐々木友美子議員。

○7番（佐々木友美子君）7番佐々木です。

私は委員長報告に反対をし原案に賛成する立場で意見を申し上げます。

当局は、これまで市民の皆様には様々な形で説明をされてまいりました。

情報というのは、情報発出するだけではなくて、それを受け止める側が、受け止めて初め

てそこで情報が共有できるというふうに思います。

紙媒体の情報を情報として受け取られる方、あるいは紙媒体ではなく、SNS等の情報を情報として受け取られる方、市民の中には様々いらっしゃいます。

今回の請願一市民の方々、そして1団体の方々が出されたものとして、難しい様式や難しい言葉ではないかもしれませんが、今言ったように、情報が十分に出された側の思いに達するほど、受け止められていなかった市民の方々もいらっしゃるという事実を表した請願だというふうに思います。

知ろうという努力をされている市民の方々、そして情報を一生懸命出されている当局の方々、それをもっと自分にやっていただきたいという思いの請願だというふうに思います。これまで、原案に賛成の方々が、議員が述べているように、市がなさってきたことと、この請願の願意は合致しているというふうに思いますので、私はこの請願に賛成をいたします。

○議長（菅原由和君）17番千葉敦議員。

○17番（千葉敦君）17番千葉敦です。

私は請願第9号、新医療センター整備をより慎重に進めることを求める請願について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

水沢病院は、委員長の報告や答弁でもありましたけれども、10年以上前から耐震性に問題があり、当時の病院長から、議会の中においても、建て替えの必要性を強く訴えられてきたところであります。

単なる建て替えでは、国の補助金がほとんど見込めないっていうのも事実です。

今回の新医療センター整備計画では、立地適正化計画での国の補助金を活用するという計画であります。

請願審査の当局の説明の際にも、これを繰り返されておりますけれども、計画最終案を11月目途にこたわず、今後も慎重に市民や関係者に丁寧な説明をしていくと、尽力していくということが述べられております。

請願の趣旨、趣旨というか理由の中に地域住民の不安の声が述べられておりますけれども、全てのこの周辺の地域みんながそう思っているということではないと、私は地域住民の他の方々から、この近くに病院ができることは非常にいいことだしつつ進めるべきだと、なかなかそういった声を出す場がないといったような声も意見も聞いております。

よってこの請願を慎重に進めるということは、先ほど述べたような丁寧な説明をやって行っていくということからも担保されていると考えております。

私はこの委員長報告に賛成し請願については反対の立場で討論を終わります。

○議長（菅原由和君）討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択でありますので、議会運営要領第101の規定により、原案について採決いたします。

請願第9号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

起立少数であります。

よって、請願第9号は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）日程第20号、陳情第11号を議題といたします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。

14番高橋浩議員。

○14番（高橋浩君）総務常任委員会の陳情等審査報告を行います。

去る8月30日の本会議で付託されました陳情第11号、南都田第18部落公民館の転貸契約満了に伴う契約更新等を履行することについての陳情について、9月24日に委員会を開催し、財務部長等の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

南都田第18部落公民館敷地の無償転貸借における経緯等について、当局より受けた説明は次のとおりであります。

旧胆沢町による南都田小学校の建て替えに伴い、南都田第18部落公民館の移転先として、南都田小学校東側の宅地に関し、平成5年11月1日から、令和5年10月31日の30年間、無償での使用貸借契約をなされた第18部落会と締結した一方、移転先の地権者との間で、30年間の有償での賃貸契約を締結していました。

この契約の問題点として、土地の使用者である第18部落会と地権者の間に市が入る転貸借となっており、市が直接的に行政目的を有していない土地の契約に関している点が行政運営上、不適切であることまた、有償で借り上げた土地を無償で貸し付けていたという点が、特定団体への補助金の支出と同様の状況にあり、地方自治法の寄付又は補助に相当し、相当の公益上の必要性が認められるもので、旧胆沢町時代の契約期間が終了した以降においては、こうした取扱いは市長の裁量権の逸脱となる恐れから、違法である可能性が挙げられました。

これまでの市の対応としては、契約期間満了2年後に控えた令和3年7月に、契約満了の取

扱いについて確認するため、地権者、第18部落会、市との三者協議を行ったほか、第18部落会と市の2者協議や文書等でのやり取りを続けてきたとのことです。

当局からは、旧胆沢町時代の特例的な取組、取扱いの上に締結された旧契約に基づき、賃料を負担し続けた30年間は事実として捉え、これについて、さかのぼって検証するつもりはなく、旧胆沢町を引き継いで、市が履行してきた契約の満了後においては、旧契約の問題点を是正するとともに、地権者の理解を得ながら、地権者、第18部落会の当事者間での契約締結を仲立ちすることが、旧胆沢町から契約を引き継いだ奥州市の責任であるという考えが示されました。

討論では、陳情者の思いは理解するものの、契約更新は両者が合意して成り立つものであること、第18部落会と市の認識に違いがあるがこれについて検証することはできないこと、市が特定の団体に利益供与を行うことは、行政運営において不適切であり、市民全体からの理解を得ることが難しいとの意見が出され、旧契約の問題点を30年間の契約満了によって一つの区切りとし、正常な契約へと整理する必要があるとして、本陳情は不採択と決しました。

以上が当委員会に付託になりました陳情の審査の経過と結果であります。

何とぞ当委員会の決定どおり、ご議決くださいますようお願い申し上げまして、総務常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（菅原由和君）質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択でありますので、議会運営要領第101の規定により、原案について採決いたします。

陳情第11号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

起立はありません。

よって、陳情第11号は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）ここで、議会運営委員会等開催のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）再開いたします。

お諮りいたします。

先ほどの請願の採択を受けて、発議案1件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
ご異議なしと認めます。

よって発議案1件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）日程追加、発議案第25号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審制度の速やかな改正を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。

14番高橋浩議員。

○14番（高橋浩君）発議案第25号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審制度の速やかな改正を求める意見書について、ご説明を申し上げます。

これは、先ほどの請願第8号の採択に伴い、関係機関に対して意見書を提出しようとするものであります。

意見書の案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審制度の速やかな改正を求める意見書再審は、誤って有罪とされたえん罪被害者を救済することを目的とした制度であり、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

しかし、現行の再審制度は、再審請求手続における全面的な証拠開示が制度化されていないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申し立て申し立てが認められていることによって、再審決定まで長期化するなど、制度的に再審が保障される仕組みになっていません。

証拠開示は、再審請求手続において大きな役割を果たしており、証拠開示の制度化の重要性は明らかであるが、刑事訴訟法における再審に関する規定が少ないため、裁判所の裁量に委ねられています。

平成28年に改正された刑事訴訟法の附則において、政府はこの法律の公布後、必要に応じ、速やかに再審請求における証拠の開示について検討を行う旨が定められており、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められています。

また、検察官が、再審開始決定に不服がある場合は、再審公判において、そのような主張を行う機会が保障されていることから、再審請求手続の長期化を招く再審開始決定に対する検察官による不服申し立てはできないようにするべきです。

よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、下記の事項について刑事訴訟法を速やかに改正するよう強く要望します。

記

1 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。

2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てができない制度に改正すること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

何卒、原案とおりが議決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議案第25号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって発議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）日程第26、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣について、会議規則第166条の規定により、お手元に配付いたしました、派遣書のとおり議員を派遣することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）日程第27、所管事務調査の閉会中における継続調査の申し出についてを議題といたします。

本日お手元に配付のとおり、総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、産業経済常任委員会委員長、建設環境常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から所管事務調査について、議会閉会中も継続して調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長、申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

ここで付帯決議書の提出を議場において行うため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君）再開いたします。

以上をもって、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和6年第3回奥州市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時44分 散会